

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設	
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課	電話番号:03-5253-5845 e-mail: setsuzoku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>現行制度では、第一種指定電気通信設備^{※1}又は第二種指定電気通信設備^{※2}(以下「指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)には卸電気通信役務の協議に応ずる義務がなく、仮に当該協議に応じたとしても、その卸先の電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)に対して費用項目等の情報を開示する義務もないことから、基本的に卸先事業者の側から提案するような卸役務の協議は成立せず、指定設備設置事業者が提案する卸電気通信役務の料金その他の提供条件に従わざるを得ない状況があった。特に、広く一般利用者が利用するサービス(FTTHサービス、携帯電話サービス)の提供のため多くの事業者に用いられる光サービス卸やモバイル音声卸については、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きいにもかかわらず、長期にわたり卸役務の料金が高止まりしており、その点が問題視されていた。</p> <p>上記のような状況において、今回の法改正(以下「本改正」という。)を行わなかった場合に、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務(以下「指定卸役務」という。)に関する協議の問題点が是正されず、公正な競争環境の確保を維持することが困難な状況をベースラインとする。</p> <p>※1 加入者回線を相当程度の規模で設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことの出来ない電気通信設備として、総務省令で定めるところにより指定される設備</p> <p>※2 特定移動端末設備が相当程度の規模で接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する設備であって、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、総務省令で定めるところにより指定される設備</p> <p>【課題】</p> <p>指定卸役務に関する指定設備設置事業者と卸先事業者間の協議が適正に機能していないこと。</p> <p>【課題の発生原因】</p> <p>指定設備設置事業者と卸先事業者との間に情報の非対称性が存在し、指定設備設置事業者が卸先事業者に対して交渉上の優位性を有していること。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>指定卸役務のうち適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないもの(以下「特定卸役務」という。)について、指定設備設置事業者に対して、特定卸役務の提供義務及び特定卸役務に関する情報(特定卸役務の料金額の算定方法を想定)を提示する義務を課す規定を整備する。また、指定設備設置事業者がこれらの義務を怠った場合に発する総務大臣による業務改善命令等も併せて整備する。</p>	
想定される代替案	卸電気通信役務全体について、約款規制の導入が考えられる。	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	指定設備設置事業者は、卸先事業者から求めがあった場合は協議に関する情報を開示しなければならないが、当該情報の提示に係る負担が生じることとなる。しかしながら、これらの情報は指定設備設置事業者が既に有している情報であり、新たに作成等を要しないこと、協議を行うことは通常の業務活動の一環であることから、実質的に指定設備設置事業者には追加的な負担は発生しない。	接続制度と同等の規定が卸制度に課せられることになると、卸約款の届出等に係る費用の追加が見込まれる。
(行政費用)	指定設備設置事業者が特定卸役務の提供義務及び特定卸役務に関する情報を提示する義務に違反した場合に、総務大臣が当該指定設備設置事業者に対して業務改善命令等を行う際の費用が発生するが、既存の業務改善命令の制度と同様の枠組みで対応可能であるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。	指定設備設置事業者からの卸約款の受理手続に伴う行政費用の追加が見込まれる。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	本改正により、特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進むことで、電気通信市場における競争が促進され、公正な競争環境の整備に資する。	約款規制の導入により、指定設備設置事業者が提供する役務の料金や範囲が制限される。
(副次的・波及的な影響)	特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進み、電気通信市場における競争が促進されることで、結果として、電気通信サービスの多様化等により国民が受けるサービスの質の向上につながる可能性がある。	卸役務に関するサービスの多様性等が確保できなくなる可能性がある。
費用と効果(便益)の関係	本改正により追加的に発生する費用については、上記のとおり、実質的に発生しない。他方、本改正により特定卸役務に関する自律的な協議が円滑に進むため、電気通信市場の競争が促進され、公正競争環境の整備に資することとなり、便益が生ずる。よって、本改正に伴う便益は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。	
代替案との比較	代替案によることとした場合、約款手続に関する遵守費用及び行政費用が追加的に必要になることに加え、事業者間の相対契約を基本とする現行の卸制度の趣旨に反し、卸役務に関するサービスの多様性等を確保できなくなる可能性がある。よって、代替案は適切ではなく、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。	
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 「接続料の算定等に関する研究会」において、指定設備設置事業者や卸先事業者の団体を対象に卸協議の実態についてヒアリング等を実施の上、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について(案)」についてパブリックコメントを実施し、令和4年2月に取りまとめた。同取りまとめにおいて、「指定設備設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要であり」、「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当」とされている。	
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 特定卸役務に関する協議の実態。	
備考		